

パブリック・ステートメント

2016年1月22日  
日本捕鯨協会

2016年1月11日付米国・豪州・オランダ・ニュージーランド4カ国による「捕鯨と海上の安全」に関する共同声明に対する山村会長の声明書

2016年1月11日、米務省が公表した「捕鯨と海上の安全」に関する4カ国による共同声明に対し、日本捕鯨協会の山村和夫会長は次のようにコメントを述べました。

これら4カ国の共同声明が、人命や財産、海洋環境の安全確保のため、全ての船舶の乗組員に対し、法令を順守した責任ある行動を求めている点には賛同いたします。しかし、共同声明は、海上の安全確保の問題について、合法的な調査活動に従事する日本の船舶と、危険で無謀かつ不法な妨害活動を行うシー・シェパード等の船舶を同等に位置づけている点で強い違和感を覚えます。2013年2月、米国の連邦高等裁判所は、反捕鯨団体シー・シェパードを「海賊」と認定しています。しかし、今回の共同声明を発したにもかかわらず、シー・シェパード所有船の旗国であるオランダ政府、出入港地の豪州政府は、危険な妨害活動を未然に防ぎ、海上の安全を確保するための措置を取る責任を全く果たしていません。本年1月18日、再びシー・シェパードの所有船スティープ・アーウィン号が、日本の調査活動を妨害するため豪州のフリーマントル港を出港したことは極めて遺憾です。

これら4カ国は、日本が、国際司法裁判所の判決に配慮していることを十分に証明していないと指摘していますが、日本は国際法秩序及び法の支配を重視する国家として判決には真摯に対応しています。新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）は、判決で指摘された事項に十分配慮して策定された調査計画であり、必要な手続きを経た上で最終化され、国際捕鯨委員会に提出されています。また、共同声明は、鯨類の資源管理に必要な科学的情報がすべて非致命的調査で入手できると断言していますが、これは現段階では全く根拠のない無責任な発言です。日本の新調査計画には、非致命的調査の実証可能性に関する調査が盛り込まれており、非致命的調査の有用性は今後さらに明らかになると思います。

最後に、これら4カ国は、商業捕鯨モラトリアムを存続させ、国際捕鯨委員会の改革を目指すとしていますが、その姿勢こそが捕鯨問題をめぐり国際摩擦を生む要因となっています。商業捕鯨モラトリアムは、1990年までに見直すことが付帯事項となっていますが、これを無視する4カ国を始めとする反捕鯨国によって延々と引き延ばされてきました。また、これらの国々は国際捕鯨取締条約の前文に明記されている「捕鯨産業の秩序ある発展を目指す」とする目的に反した主張を繰り返しており、条約を批准した加盟国としての責務を果たす姿勢が全く見られません。国際摩擦を生じさせないためには、捕鯨の是非は科学的根拠にのみ基づいて議論されるべきであり、価値観の違いがあることを相互に認め合う姿勢が必要です。